

# 大分県報

平成二十八年  
号外（一四六）  
十二月二十二日

（木曜日）

## 目次

### 人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部改正……………	一
職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正……………	二
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正……………	三
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正……………	三
再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算に関する規則の一部改正……………	四
職員の退職管理に関する規則の一部改正……………	五

### ○人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第三十一号  
通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条の三中「又は第二十二条」を「若しくは第二十二条又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号）第八条第三項」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

大分県人事委員会規則第三十二号  
職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則  
職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十七年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「昭和四十三年法律第四十七号」を「医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）」に改め、「旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。」を削る。

第六条第一項中「（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

一 休職にされた場合 その休職の期間（条例第二十四条第一項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）

二 外国人の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年大分県条例第三号）第二条第一項の規定により派遣された場合 その派遣の期間

三 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年大分県条例第一号）第二条第一項の規定により派遣された場合 その派遣の期間

四 育児休業法第二条の規定により育児休業をした場合 その育児休業の期間（第二条第三項に規定する職を占める職員に係る期間に限る。）

別表の第二条第一項第一号の職を占める職員のうちから第二条第二項の職を占める職員のうちを次のように改める。

第2条第1項第1号の職を占める職員	第2条第1項第2号の職を占める職員	第2条第2項の職を占める職員
円	円	円
368,000	308,000	50,600
368,000	308,000	50,600
368,000	308,000	50,600
368,000	308,000	50,600
368,000	308,000	50,600
368,000	308,000	50,600
368,000	308,000	48,800
368,000	308,000	47,000
368,000	308,000	45,200
368,000	308,000	43,400
368,000	308,000	41,600
368,000	308,000	39,800
368,000	308,000	38,000
368,000	308,000	36,200
368,000	308,000	34,800
368,000	308,000	33,400
364,000	304,700	32,000
360,000	301,400	30,600
356,000	298,100	29,200
352,000	294,800	27,800
348,000	291,500	26,400
331,100	277,700	25,800
313,900	263,700	25,200
297,200	250,200	24,200
280,300	236,300	23,600
263,400	222,600	23,000
242,600	205,000	22,400
222,200	187,900	21,800
201,800	170,600	21,000
181,000	153,000	20,700
159,100	135,000	20,300
137,200	116,700	19,700
115,500	98,800	18,800
83,600	72,800	17,900
53,800	48,500	17,200

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外（人事委規則）

附則  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十八年十二月二十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子  
大分県人事委員会規則第三十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第十八条第一項」の下に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条」を加える。

第五条の三第一項第二号中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第十四条第一号中「百分の百六十」を「百分の百八十」に、「百分の二百」を「百分の二百二十」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改める。

別表第一のイの表の任期付職員条例第四条第一項の給料表の部中「第4条第一項」を「第7条第一項」に、「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十四条の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日  
大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第三十四号

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年大分県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

56	表中	39	42	に、	58	59	32	表口中	を	別表第七のイ中		
56		40	42		58	60	32				36	
57		54	40		42	58	60				33	36
58		55	40		42	59	61				33	37
59		56	40		43	59	61				34	37
に、	57	40	43	59	61	34	38	36				
	57	41	43	60	61	35	37	36				
	58	41	43	60	62	35	38	37				
	58	41	43	60	62	36	39	38				
	59	41	37	61	62	36	40	39				
	66	41	38	61	62	37	40	40				
	66	42	38	61	63	37	40	41				
	66	42	38	62	63	38	41	41				
	66	42	38	62	63	38	41	42				
	67	42	38	62	63	39	41	42				
を	53	42	39	63	63	39	42	42				
	54	42	39	63	63	40	42	43				
	54	に改め、同	39	63	64	に、	58	に改め、同				
	55		39	63	58							
	55		39	63	58							
55	39		63	58								
55	39		63	58								
68	を	39	57	59	32							
68		32										



職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第三十六号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号イ中「、危機管理監」を削り、「及び観光・地域局」を「、観光・地域局及び防災局」に改め、「限る。」の下に「、危機管理監」を加える。

第二十四条第二号中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。